

国立研究開発法人国立成育医療研究センター治験等取扱規程
(平成30年6月20日規程第15号)

新旧対照表

【改訂主旨】

- ・ 治験実施経費にかかる文書の名称を現在のものに修正
- ・ 記載整備

(下線部変更箇所)

改訂前 2020年12月1日版	改訂後 2024年3月7日版	変更理由
(治験等実施に要する経費) 第6条 治験実施経費（以下、「 <u>治験費用</u> 」という。）の算定は、 <u>治験費用算定管理細則</u> に定める基準によるものとする。	(治験等実施に要する経費) 第6条 治験実施経費（以下、「 <u>治験経費</u> 」という。）の算定は、 <u>受託研究費算定要領</u> に定める基準によるものとする。	・ 現在の算定にかかる文書の名称に修正 ・ 記載整備
(契約の条件) 第7条第1項第1号・第2号 第4条第3項の規定に基づく承認の通知を受け、依頼者と治験の実施に関する契約を締結するときは、次に掲げる条件を付すものとする。 一 依頼者は、 <u>治験費用</u> について請求書に定めた期限までに納付すること。また、治験に係る保険外併用療養費の支給対象外の経費については、 <u>治験費用</u> とは別に原則として、診療月の翌月毎にその全額を請求書にて依頼者に請求すること。なお、請求にかかる具体的な手続きについては、個々の契約書（覚書を含む）に定める。 二 <u>治験費用</u> により取得した物品等は、当該治験終了後も依頼者に返還しないこと。	(契約の条件) 第7条第1項第1号・第2号 第4条第3項の規定に基づく承認の通知を受け、依頼者と治験の実施に関する契約を締結するときは、次に掲げる条件を付すものとする。 一 依頼者は、 <u>治験経費</u> について請求書に定めた期限までに納付すること。また、治験に係る保険外併用療養費の支給対象外の経費については、 <u>治験経費</u> とは別に原則として、診療月の翌月毎にその全額を請求書にて依頼者に請求すること。なお、請求にかかる具体的な手続きについては、個々の契約書（覚書を含む）に定める。 二 <u>治験経費</u> により取得した物品等は、当該治験終了後も依頼者に返還しないこと。	記載整備
(契約の条件) 第7条 2 <u>治験費用</u> が請求書に定めた期限までに納入されなかった場合、センターは契約を解除することができるものとする。	(契約の条件) 第7条 2 <u>治験経費</u> が請求書に定めた期限までに納入されなかった場合、センターは契約を解除することができるものとする。	記載整備

改訂前 2020年12月1日版	改訂後 2024年3月7日版	変更理由
<p>附 則（平成30年規程第15号）</p> <p>（施行期日） この規程は、平成30年6月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年規程第38号）</p> <p>（施行期日） この規程は、令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成30年規程第15号）</p> <p>（施行期日） この規程は、平成30年6月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年規程第38号）</p> <p>（施行期日） この規程は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年規程第4号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u> <u>この規程は、令和6年3月7日から施行する。</u></p>	<p>施行日の追記</p>